

建築基準法上の道路とは

道路には、国道、県道、市道などの公道と、道路位置指定などの私道があります。いずれも幅員が4m以上ないと、道路とは認められません。

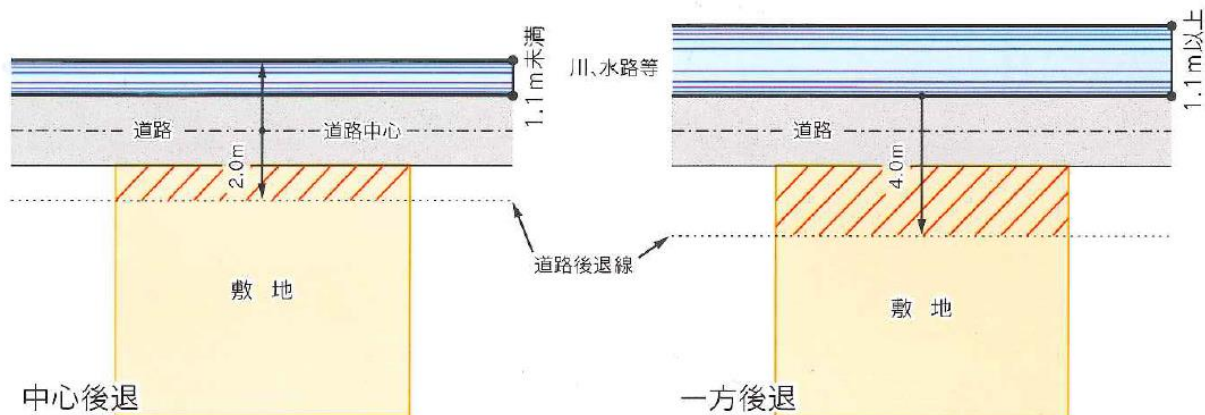
道路幅員が4m未満の場合

建築基準法の適用を受けるようになったとき、既に建物が建ち並び、一般の交通に使用されていた幅員 1.8m以上で4m未満の道に限り、道の中心から2m後退したところまでを道路とみなします。

道路の片側ががけや川・水路など(幅1.1m以上)があるときは、その境界から敷地の側に、4m後退した線までを道路とみなします。

後退した部分は道路なので、建物はもちろん、門、へい、生垣などを造ることはできません。

また、この部分は、敷地面積には含まれません。



道路後退用地部分の扱い

1. 寄付を申し込むとき

窓口：市・土木課

申請者による後退部分の分筆が必要です。その他要件がありますので、担当部署にご相談下さい。

2. 後退部分の舗装及び非課税措置を受けるとき

窓口：市・建築指導課

「道路後退部分の舗装等及び非課税に関する確約書」の提出が必要です。

3. 後退部分を舗装するとき (非課税措置を受けない場合)

窓口：市・土木課

「道路工事に伴う承諾書」の提出が必要です。

【お問い合わせ】 八代市役所

道路後退に関すること

建築指導課

TEL 0965-33-4750

道路整備、官民境界に関すること

土木課

TEL 0965-33-4121

固定資産税に関すること

資産税課

TEL 0965-33-4108